

# 教職大学院設置計画履行状況等調査の結果等について (平成28年度)

## 1. 調査の目的等

教職大学院における設置計画履行状況等調査（以下、「アフターケア」という。）は、文部科学省令（※1参照）及び告示（※2参照）に基づき、教職大学院の設置認可時等における留意事項及び授業科目の開設状況、教員組織の整備状況、その他の設置計画の履行状況について、各教職大学院の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として実施するものである。

## 2. 実施体制及び実施方法

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会では、アフターケアについて、運営委員会の下に「設置計画履行状況等調査委員会」を設置し、所要の調査審議を行っているが、教職大学院については、高度専門職業人としての大学院段階での教員養成の中核を担うものであるという制度の特質を踏まえ、特に専門的な調査審議を行う必要があることから、「教職大学院特別審査会」（別紙1）に付託し、調査に当たっている。

教職大学院特別審査会では、完成年度を迎えていない教職大学院（20件）（別紙2）を対象として書面調査を実施した。書面調査は、大学から提出された「設置計画履行状況報告書」及びこれを裏付ける詳細な「補足説明資料」に基づき実施した。なお、書面調査の結果、大学からの追加の説明聴取が必要であると判断された大学はなかった。

## 3. 総合所見

調査対象となった20件の教職大学院については、高度な実践力・応用力を有する教員を養成する専門職大学院として、設置の趣旨・計画に沿って教育活動が進められており、学生の入学状況、授業科目、教員組織、教員の資質の維持向上の方策（FD活動等）、自己点検・評価などの調査項目において、概ね適切に実施されていたことから、意見を付さないこととした。なお、設置時の留意事項の中には、教育委員会との連携や実習、シラバスの充実などの意見が付されていた例もあり、各教職大学院においては、引き続きその教育目的を達成するための間断なき努力が求められる。

今後、各教職大学院において、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、学部や既存の大学院においても、教職大学院の成果を踏まえ、教育委員会・学校現場等と連携しつつ、理論と実践が融合した新しい教育方法の実施・実習の充実などの教育内容の見直しや、大学教員の資質向上などを図ることで、教員養成全体の改革を図っていくことが期待される。

## 4. 今後の取組

本年の調査の結果も踏まえ、来年度も引き続き、各大学における対応状況について書面による報告を求め、設置計画履行状況を確認する方針である。また、教職大学院の認証評価（※3）を行う認証評価機関との有機的な連携を図るべく、これまでと同様、本調査の結果を認証評価機関に送付することとしている。

※1 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年3月31日文部科学省令第12号) (抄)

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

※2 文部科学省告示第50号(平成15年3月31日) (抄)

大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第33条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。

1～2 (略)

3 文部科学大臣は、大学院等の設置又は課程の変更を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

※3 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号) (抄)

第109条

1～2 (略)

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

(別紙1)

大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）  
教職大学院特別審査会委員 委員名簿

◎…主査      ○…主査代理

【委員】

こすぎ	れいこ	独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー
小杉	礼子	
なかやま	みねお	崇城大学長・理事長
中山	峰男	
ときの	や	会津大学理事・短期大学部長
時野谷	しげる	
	茂	

【特別委員】

こんどう	みちあき	北九州市立大学長
近藤	倫明	
こばやし	まさゆき	東京大学大学総合教育研究センター教授
小林	雅之	
ごとう	ひとみ	愛知教育大学長
○後藤	ひとみ	
たけみ	ゆかり	女子栄養大学教授
武見	ゆかり	
すぎたに	ゆみこ	青山学院大学教授
杉谷	祐美子	

【専門委員】

そえだ	くみこ	和歌山大学大学院教育学研究科教職開発専攻長
添田	久美子	学長補佐（教員養成改革担当）
のうとみ	けいこ	福岡教育大学大学院教育学研究科教職実践専攻教授
納富	恵子	
まつき	けんいち	福井大学大学院教育学研究科教職開発専攻教授
松木	健一	
かじき	てつや	独立行政法人国立高等専門学校機構常勤監事
◎加治佐	哲也	
こめだ	ゆたか	兵庫教育大学学校教育研究科副学長・教育実習総合センター長
米田	豊	
わたなべ	けいこ	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長
渡邊	恵子	

## 教職大学院設置計画履行状況等調査の対象校一覧(平成28年度)

	区分	設置 年度	大学院名	研究科・専攻名	入学定員	位 置
1	国立	27	宇都宮大学大学院	教育学研究科 教育実践高度化専攻	15	栃木県
2	国立	27	大阪教育大学大学院	連合教職実践研究科 高度教職開発専攻	30	大阪府
3	国立	28	岩手大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	16	岩手県
4	国立	28	秋田大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	秋田県
5	国立	28	茨城大学大学院	教育学研究科 教育実践高度化専攻	15	茨城県
6	国立	28	埼玉大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	埼玉県
7	国立	28	千葉大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	20	千葉県
8	国立	28	新潟大学大学院	教育学研究科 教育実践開発専攻	15	新潟県
9	国立	28	富山大学大学院	教職実践開発研究科 教職実践開発専攻	14	富山県
10	国立	28	金沢大学大学院	教職実践研究科 教職実践高度化専攻	15	石川県
11	国立	28	信州大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	20	長野県
12	国立	28	和歌山大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	15	和歌山県
13	国立	28	島根大学大学院	教育学研究科 教育実践開発専攻	17	島根県
14	国立	28	広島大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	20	広島県
15	国立	28	山口大学大学院	教育学研究科 教職実践高度化専攻	14	山口県
16	国立	28	香川大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	14	香川県
17	国立	28	愛媛大学大学院	教育学研究科 教育実践高度化専攻	15	愛媛県
18	国立	28	佐賀大学大学院	学校教育学研究科 教育実践探究専攻	20	佐賀県
19	国立	28	大分大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	10	大分県
20	国立	28	琉球大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	14	沖縄県
	合計		20大学		339	